

上海市最低賃金等の基準調整について

岡山県上海事務所 馬小琳

(日中経済貿易センター上海事務所)

上海市政府は 2015 年 4 月 1 日より一連の民生保障待遇基準を調整しました。今回調整した民生保障待遇基準は、最低賃金、失業保険、再就職手当、労災保険及び医療保険年度最高額などです。

根拠通達 ※沪人社综发〔2015〕10号

中国語名称：

「关于调整上海市最低工资标准的通知」

日本語名称：

「上海市最低賃金等の基準調整について」

最低賃金基準の調整

最低月額賃金基準は1820元から2020元に調整され、最低時給基準は17元から18元に上がりました。

最低月額賃金基準は全日制労働者に適用され、法定業務時間あるいは法律に基づき契約を結び、その勤務時間内に労働した労働者・雇用者が対象となります。月額賃金は最低賃金基準より高くしなければなりません。最低賃金は労働者個人の社会保険費と住宅積立金を含まず、雇用者が別途納付します。労働者の残業代や、夜勤、高温、低温、有毒有害などの特殊環境勤務手当などは、最低基準賃金に含みません。

時給の最低基準は非全日制の労働者に適用されます。同じ雇用単位（会社）で1日の労働時間が4時間を超えず、毎週の合計労働時間が24時間を超えない労働者が該当します。最低賃金基準には、労働者個人と雇用単位が納付する社会保険費用を含みません。

失業保険基準の調整

失業者の生活保障水準を高めるため、失業保険の基準が調整されました。

上海市の失業保険金額の確定は、失業者の保険支払いの合計年数と年齢によります。労働時間が1-12ヶ月の失業保険の支給基準が190元ずつ調整され、3つのレベルに応じ、それぞれ1255元、1310元と1360元となりました。13ヶ月目から24ヶ月目の失業保険は1ヶ月目から12ヶ月目までの失業保険の80%が支払われます。

再就職手当の基準の調整

若者の就職及び30歳以上の失業者の補助手当は、最低賃金基準を参考に調整されました。

公共サービス業の全日制労働者のこれまでの基礎額1940元/月を200元アップし、2140元に調整しました。公共サービス業には、河川メンテナンス、林業メンテナンス、老人の介護などが該当します。

労災保険待遇基準の調整

労災者などの家族の基本生活を保障するため、2014年12月31日までに発生した労災の待遇基準を調整しました。労災にあった本人と労災者の扶養家族が対象となります。

労災により障害を負った人に対しては生活養護費用が支給されます。目下の労災基準の労災一級380元/月、二級350元/月、三級330元/月、四級310元/月に加え、130元から210元までの手当を支払います。

医療保険の最高額の調整

4月1日より、2015 医療保険年度（2015 年 4月1日から 2016 年 3月 31 日）に入り、最高支給額が 36 万元から 39 万元まで増額されました。最高支給額を超えた部分は地方の付加医療保険より 80%を支給されます。

(2015 年 4 月)